

高知県知事 様

届出者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

蜜蜂飼育変更届

蜜蜂の飼育について届け出た事項に変更がありましたので、養蜂振興法第3条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後

2 変更年月日

年 月 日

3 個人情報の取扱いについて

次に掲げる県の個人情報の取扱いの内容について、同意します。

(1) 個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用するものとする。

(2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、当該安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講ずるものとする。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他蜂蜜の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者及び他の地方公共団体をいう。）及び関係機関等の協力が必要な場合

(裏面)

- 注 1 電話番号は、常時連絡をとることができる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 変更事項が蜜蜂の飼育場所の場合は、巣箱の配置場所を確認することができる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入してください。ただし、それらの情報を記入することが困難な場合は、地図等を添えてください。
- 3 個人情報の取扱いについて同意する場合は、□内にチェックを入れてください。
- 4 変更があった日から1月以内に届け出てください。
- 5 届出後は、蜂群の配置調整に関する次に掲げる事項に留意してください。
- (1) 県は、養蜂振興法第8条第1項の規定により、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずることがあること。
- (2) 県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、養蜂振興法第8条第2項の規定に基づき、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあること。